平成２４年（フ）第１０８号
愛知県犬山市大字塔野地字東浦17番地
破産者　亀井　琴子
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２７２号
札幌市中央区南７条西９丁目1030番地４　ドミ曙第２―1210号
破産者　千葉　智人
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８３号
札幌市豊平区福住１条３丁目11番１―501号
破産者　宮崎　隆士
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８５号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田１丁目２番12号　ポコ宮代②、前住所埼玉県蓮田市緑町１丁目19番３号
破産者　土田　文範
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２１号
さいたま市中央区桜丘２丁目10番７号　さくらコーポ201号、破産手続開始時の住所さいたま市中央区上峰１丁目15番12―503号
破産者　田中　重文
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７６号
埼玉県新座市新座２丁目11番５号　メゾンヤナセ202号室、前住所埼玉県志木市幸町３丁目７番24号
破産者　小川　　現
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
埼玉県上尾市栄町３番14号　エクスバルミキ１－Ｂ
破産者　嶋村　祐二
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４６６号
埼玉県朝霞市三原４丁目７番46号
破産者　車戸　秀彰
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５３９号
埼玉県上尾市向山３丁目20番地２
破産者　関川　高夫
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
千葉県山武郡大網白里町北今泉3554番地の２
破産者　中村　禧尹
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５９０号
神奈川県大和市上草柳２丁目14番11号　エクセルヤマトＣ―103
破産者　白鳥　哲夫
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９１号
神奈川県大和市上草柳２丁目14番11号　エクセルヤマトＣ―103
破産者　白鳥　直美
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６６号
神奈川県大和市深見西３丁目１番12号
破産者　塚本　浩之
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８３号
横浜市旭区今宿西町166番地　ビビエンダロマ102
破産者　伊藤　　司
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８４号
横浜市旭区今宿西町166番地　ビビエンダロマ102
破産者　伊藤世津子
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２６号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏765番地
破産者　児玉　紀元
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９９号
大阪府茨木市美沢町７番510号　Ａ棟、住民票上の住所大阪府茨木市横江２丁目１番４号
破産者　喜多　忠範
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６９８号
大阪府東大阪市御厨栄町３丁目４番４号　ブリリア小阪802十亀方、開始決定時の住所大阪市福島区福島１丁目１番48―3809号
破産者　岬　　五平
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０８９号
大阪府東大阪市友井３丁目５番７号
破産者　西山運送こと　西山　英生
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部